

2 議 題

(1) バス利用特典サービス「バス特」のサービス終了について 資料1参照

「バス特」とは、ICカードの普及・促進を目的として運賃の支払い時にP A S M OやS u i c aに「バスポイント」が付与され、一定のポイントが貯まるごとに次回ご利用の際に「バス特チケット」として割引されるものです。

西武バス(株)では、運用開始から13年が経過し、ICカード乗車券の利用率が90%を超え、当初の目的を達成したことから路線バスにおいては、令和3年3月31日をもって終了となりました。

コミュニティバス「ていーろーど」では、ICカードを導入した際、路線バスと同等の運賃サービスの提供として「バス特」サービスを導入しておりますが、このたび路線バスでの同サービス終了を受け、「ていーろーど」についても路線バスとの運賃サービスの整合性を図るため、同サービスを終了したく、協議会において決議をいただくものです。

なお、決議された場合、「バス特」サービスは、令和3年6月30日に終了を予定しています。

(2) 不老橋架け替え工事に伴う「ていーろーど」南コースの経路変更について

資料2-1、資料2-2参照

ていーろーど南コースの「東台」バス停と「藤沢駅入口」バス停の間に「不老橋」という橋がございます。この度、橋の架け替え工事を令和3年9月から令和5年3月まで予定しており、この間、車両通行止めとなります。

つきましては、車両通行止めの期間中、「ていーろーど」南コースの運行ルートを別紙のとおり変更するため、決議をいただくものです。

なお、利用不可となるバス停は「安川新道口」バス停と「東台」バス停の2か所であり、通行止めの期間中は、路線バスの「下藤沢」バス停と「藤沢十字路」バス停を使用する予定です。

3 報告事項

・元気なバス需要創出モデル事業の終了について 資料3-1、資料3-2参照

平成28年度から開始した当事業は、補助期間である5年が経過したため、令和2年度末をもって終了となりました。県との協調補助は終了となりましたが、新設系統として設けた「藤03系統」は、西武バス(株)の路線として存続します。

4 その他

・委員報酬について

当協議会の報酬は、後日、市に登録されている銀行口座に振り込みます。

※今回、費用弁償(1,000円)の支払いはありません。

説明は以上となります。